

### 財政健全経営に係る基本的考え方(答申) および外部評価結果がまとまりました

市では「夢と希望の持てる元気なまち」の実現のため、「財政健全経営に係る基本的考え方(答申)」を11月に市長としての経営目標を持ち、財政身の丈の市政運営を行っていく必要があります。そのため財政健全経営計画策定に向け、5月から学識経験者や市民などで構成する財政健全経営検討会において検討を行い、「財政健全経営に係る基本的考え方(答申)」を11月に市長に提出しました。市では、今後の答申に基づき、27年3月までに基本的考え方を取りまとめます。その後、具体的な実行プランについて、同会議から、意見を伺いながら取りまとめ、27年8月までに「財政健全経営計画」を策定します。

また、財政健全経営検討会委員から外部評価委員を選任し、これまでの事務事業評価に外部評価を加えた取り組みを行いました。現在、頂いた評価に各所管課などの考えを付した形で市ホームページ



などで公表しています。

なお、財政健全経営に係る基本的考え方(答申)は、12月1日(月)から、市ホームページで公開するほか、市政情報コーナー(市役所2階、行政管理局(同6階)、中央、滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、下里・南町の各コミュニティ図書室、野火止地区センター図書室)で閲覧いただけます。

詳しくは行政管理局 ☎ 470・7704へ。

### 募集



**市立保育園のパート・臨時保育士**

市立保育園では、朝夕のパート保育士と、産休・育休などの代替としての臨時保育士

の登録を随時募集しています。

①パート保育士Ⅱ勤務時間は午前7時～8時半と午後5時～6時半(はくさん・しんかわ・ちゅうおうの各保育園は午後7時まで)。賃金は1時間当たり1050円

②臨時保育士Ⅱ勤務時間は午前8時半～午後5時。賃金は1時間当たり970円

※①②のいずれも有資格の方。

申し込みは履歴書(写真貼付)を、保育課(市役所2階)へ持参してください。なお、登録制のため履歴書は返却しません。

詳しくは同課 ☎ 470・7745へ。

### 市職員

27年4月1日以降に採用する職員を募集します。募集職種、募集人員、受験資格などは、下表の通りです。

【募集要項の配布】閉庁日を除く、12月1日(月)～27年1月9日(金)の午前8時半～午後5時、職員課(市役所4階)で配布します。

※12月1日以降、市ホームページからも取得できます。

【願書の受け付け】下表の募集受付期間に、本人が同課に直接持参してください

【試験日】1月25日(日)

詳しくは職員課 ☎ 470・7716へ。

### 市職員募集の職種・受験資格・採用予定者数・受付期間など

職種と試験区分	受験資格など	人数	受付期間	
一般事務	I類(大学卒程度)	昭和60年4月2日～平成5年4月1日に生まれた方	若千名	12月17日(水)・18日(木) 午前9時～午後1時～5時
	II類(短大卒程度)	昭和62年4月2日～平成7年4月1日に生まれた方		
	III類(高校卒程度)	平成元年4月2日～9年4月1日に生まれた方		
一般事務(身体障害者)	I類(大学卒程度)	身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受け、次の①～④の全てを満たす方 ① I類=昭和60年4月2日～平成5年4月1日に生まれた方 ② II類=昭和62年4月2日～平成7年4月1日に生まれた方 ③ III類=平成元年4月2日～9年4月1日に生まれた方 ④ 職務の遂行と通勤が自力でできる方 ⑤ 通常の勤務時間(原則として週38時間45分、1日7時間45分)に対応できる方 ⑥ 活字印刷文の筆記試験に対応できる方	若千名	27年1月7日(水)～9日(金) 午前8時～午後1時～10日(土) 午前9時～午後1時
	II類(短大卒程度)			
	III類(高校卒程度)			
土木技術	I類(大学卒程度)	昭和50年4月2日～平成5年4月1日に生まれ、土木(関連)学科を履修した方	1人	
建築技術	I類(大学卒程度)	昭和50年4月2日～平成5年4月1日に生まれ、建築(関連)学科を履修した方	1人	
保健師	昭和50年4月2日以降に生まれ、保健師の資格を有する方、または平成27年3月末までに資格取得見込みの方	2人		

※いずれの職種も平成27年3月卒業見込みの方を含みます。

### 旧大道幼稚園跡の新たな利活用案

#### パブリックコメント(ご意見)を募集します

#### 新たな利活用案

23年12月にお示した旧大道幼稚園の跡利用案(階層ごと防災備蓄倉庫と教育相談室としての複合利用)について、26年1月に就任した並木市長は、これを見直す方針を示しました。この方針の下、庁内に調査および検討を行うためのプロジェクトチームを設置され、このたび、ここで取りまとめられた新たな利活用案が市長に報告されました。

①新児童館は「子どもセンターひばり」と同程度の規模および機能とする。

②新児童館では子育てに関する情報発信機能の付加に配慮する。

③新児童館は新築または旧園舎の改修とする。

④新児童館の一部を児童館



機能とは別の市民利用施設として兼用する。

⑤西部地域センター内の滝山児童館は新児童館に機能移転する。

⑥西部地域センター内の滝山児童館移転後の施設は、西中学校敷地内の滝山教育相談室、わくわく健康プラザで暫定利用している、わかくさ学園発達相談室の移転先とする。さらに、滝山図書館に付属する施設として、学習室などのスペースも確保する。

⑦閉館中のくぬぎ児童館も新児童館に機能移転し、用地は売却して児童館施設整備の財源とする。

この利活用案について市民

### 償却資産(固定資産税)申告は27年1月30日(金)までに

固定資産税の課税対象となるものに、土地や家屋のほか償却資産があります。償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いる機械・器具・備品などの有形資産のことです。

これらの償却資産を市内に所有する方は、27年1月1日現在の資産の所有状況を、1月30日(金)までに申告してください。



申告用紙は12月中旬までにお手元に届くよう発送します。償却資産を所有する方で用紙が届かない場合は、課税課家屋資産係 ☎ 470・7777(内線2342)～2344へご連絡ください。詳しくは同係へ。

「eLTAx」(エルタックス)による償却資産の申告も可能です。eLTAx(地方税におけ

### 70歳未満の方の医療費の自己負担限度額が変わります

1カ月に保険医療機関などでかかった医療費が算定基準額(自己負担限度額)を超えたときは、その超えた額が高額療養費として支給されます。

現在、70歳未満の方の自己負担限度額は3つの所得区分に分かれています。27年1月診療分から5つの所得区分に分かれます(下表参照)。また、26年12月までの限度額認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の交付をすでに受けた方には、12月上旬に市から27年1月からの新たな認定証を一齐にお送りしますので、改めての申請は不要です。

詳しくは保険年金課国保年金資格係 ☎ 470・7733へ。

の皆さんのご意見をお聞かせください。

【閲覧期間】閉庁日を除く12月1日(月)～24日(水)に、企画調整課(市役所4階、市政情報コーナー(同2階)、市ホームページ)で閲覧いただけます。

【意見の提出方法】12月5日(金)～24日(水)に(必着)、「旧大道幼稚園跡の新たな利活用案」と明記して、住所・氏名・年代(例40代)、ご意見(書式は自由)を記入の上、〒2003-8555、市役所 ☎ 470・7702へ。

### 26年12月まで(変更前)

区分	3回目まで	4回目以降(※2)
A 上位所得者(旧ただし書き所得(※1)600万円超)	15万円+(医療費-50万円)×1%	8万3,400円
B 一般(旧ただし書き所得(※1)600万円以下)	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1%	4万4,400円
C 住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

### 27年1月から(変更後)

区分	3回目まで	4回目以降(※2)
ア 旧ただし書き所得(※1)901万円超	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1%	14万100円
イ 旧ただし書き所得(※1)600万円超～901万円以下	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1%	9万3,000円
ウ 旧ただし書き所得(※1)210万円超～600万円以下	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1%	4万4,400円
エ 旧ただし書き所得(※1)210万円以下	5万7,600円	4万4,400円
オ 住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

※1 旧ただし書き所得とは、総所得金額・山林所得金額・株式・長期(短期)譲渡所得金額の合計額から基礎控除額33万円を控除した金額(雑損失の繰越控除額は控除しません)

※2 過去12カ月に4回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の額



### 国民年金

2年前納で国民年金保険料を納付した方の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象です。今年4月に2年前納で納めた国民年金保険料を所得から控除する場合は、全額を納めた年に控除するか、各年分の保険料に相当する額を各年に控除するかを選択できます。

◎全額を納めた年に控除する場合

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎ 0422・56・1411へ。

に、日本年金機構から送付した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を提出してください。

◎各年分の保険料に相当する額を各年に控除する場合

◎各年の申告に必要な控除証明書を発行します。各年の申告時に年金事務所へ申し出てください。

○「社会保険料(国民年金保険料)控除額内証明書」に各年分の控除額などを記入し、各年分の控除証明書を共に税務署や勤務先の年末調整担当部署に提出してください。

詳細は日本年金機構ホームページ <http://www.nkin.go.jp/> をご覧ください。